

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年8月14日に、資格喪失日に係る記録を同年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年8月14日から同年10月15日まで
私は、昭和25年7月4日からA社が所有するB丸に乗船していた。学校に入校するため、28年7月1日に下船したが、入校日が同年10月に変更されたので、申立期間において、再度、同じB丸に乗船していたのに、船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

船員手帳の記録により、申立期間において、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写し及び申立期間直後に申立人と一緒に学校に入学したとする者の回答により、申立人が、申立期間において、A社が所有するB丸に乗船していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社及びC社（現在は、D社。昭和33年7月にC社からD社に商号変更）は、両社の商業登記簿により、事業主及び役員の大部分並びに所在地が同一であることが確認できる上、D社の事業主は、「私が、昭和33年にD社で事務を担当し始めたときには、A社の総務、経理を含むすべての事務は、D社に任されていた。」と回答していることから、A社とC社は、一体として経営されていたものと推認されるところ、当該事業主は、「私は、昭和33年からの5年間ぐらい、事務を担当していたが、申立期間当時においても、船員保険にはA社及びC社に所属する

すべての船員を加入させていたと思う。」としている。

さらに、当該事業主、申立人及び同僚が記憶している申立期間当時のA社が所有する船舶の乗組員数と、A社の船員保険被保険者名簿における申立期間当時の被保険者数がおおむね一致していることを踏まえると、申立期間当時、A社は、ほぼすべての乗組員を船員保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に船員保険を適用されなくなっており、当時の事業主及び役員は、死亡又は所在が不明であることからこれを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（当時の届出及び納付義務者は、B社）における船員保険の資格取得日に係る記録を20年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から21年4月1日まで

私は、昭和19年3月下旬に学校を卒業してすぐに、A社に入社し、C市（現在は、D市）の支店に配属された。

そこで2か月間ぐらい勤務し、昭和19年6月ごろから3か月間ぐらい、E丸に乗船した後、F丸に21年7月4日まで乗船していたのに、申立期間における船員保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間については、i) 申立人は、当該期間当時、乗船していたときの出来事を詳細に記憶している上、F丸と一緒に乗船していたとする多数の者の氏名を記憶しているところ、F丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が記憶している者のうちのほとんどの者について、申立期間又は申立期間の大部分を含む期間における船員保険被保険者記録が確認できること、ii) A社に係る船員保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格（昭和21年4月1日取得）欄には、G海運局H出張所（現在は、I海事事務所）で付番された船員手帳番号が記載されているが、I海事事務所は、「申立期間当時の状況は不明であるが、船員手帳番号は、申請された順番

に付番されるので、番号の重複や、番号が前後することは無い。」としているところ、当該被保険者名簿における申立人の船員手帳番号の前後の船員手帳番号が記載された被保険者の資格取得日により、申立人の船員手帳番号は、少なくとも20年1月29日には払い出されていたと考えられることから、実際に乗船し始めた時期は特定できないものの、申立人は、同日にはF丸の船員として勤務していたものと推認される。

また、F丸に係る船員保険被保険者名簿を見ると、船舶所有者の氏名欄にA社とは別のJ社が記載されているものの、複数の同僚に係る船員保険被保険者台帳により、昭和20年4月1日には、当該船舶所有者が、A社に変更されていたものと推認される

さらに、申立期間当時のF丸に係る船員保険被保険者名簿にはB社と記載されているところ、国土交通省海事局海事人材政策課は、「昭和17年から25年4月までは、B社が船舶所有者の責任を持って船員を船員保険に加入させていた。船員の給与も、B社が支給していた。20年4月1日の船員保険法の改正により、予備員が船員保険の強制加入対象者となった以降は、予備員であっても船員保険に加入させていた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（B社）により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、複数の同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが必要である。

なお、事業主（B社）が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主（B社）が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、昭和19年3月から20年4月1日までの期間については、船舶所有者J社、A社及びB社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、A社に係る船員保険被保険者名簿で確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者がいないことから、申立人がA社に勤務していた期間を特定できず、当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間のうち、昭和19年3月から20年4月1日までの期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月から 20 年 4 月 1 日までの期間については、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 23 年 5 月 3 日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 20 年 4 月から同年 12 月までの期間は 80 円、21 年 1 月から同年 3 月までの期間は 200 円、同年 4 月から同年 10 月までの期間は 210 円、同年 11 月から 22 年 3 月までの期間は 450 円、同年 4 月から同年 11 月までの期間は 510 円、同年 12 月から 23 年 4 月までの期間は 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 5 月 3 日まで

私は、昭和 15 年から 23 年までの間、A 社（現在は、B 社）に船員として勤めていたが、20 年 4 月 1 日以降の船員保険被保険者記録が確認できない。

しかし、この間も A 社所属の C 丸や D 丸及び E 丸に乗船しており、乗船していない期間については予備船員として自宅等で待機していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A 社の関連会社で、申立期間の後に申立人の船員保険被保険者記録が確認できる事業所から提出された船員台帳の写し及び複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間において、A 社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、乗船していた C 丸が沈没した時期、場所等を具体的、かつ、明確に記憶しており、その内容は同僚の記憶とも一致している上、前述の船員台帳の写しに記載された C 丸の乗船記録及び当該同僚の C 丸における被保険者記録等を勘案すると、申立人は、少なくとも昭和 20 年 1 月ごろから同年 6 月ごろまでの期間は C 丸に乗船していたものと推認され

るが、オンライン記録によると、申立人は、当該期間におけるA社に係る船員保険被保険者資格を同年1月24日に取得し、同年4月1日に喪失していることとされている。しかしながら、A社のC丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人に係る被保険者資格喪失日は記載されておらず（当該被保険者名簿において、申立人のほかに33人の被保険者資格喪失日が記載されていない。）、その後の同資格喪失日が確認できる更新後の名簿は確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）においてもA社のC丸に係る同資格喪失日は記載されていない（当該旧台帳において、前述の33人のうち、12人の被保険者資格喪失日が記載されていない。）ことから、申立人の同資格喪失日を同日とした経緯が不明である。

さらに、i) 前述の船員保険被保険者名簿において、被保険者資格喪失日が記載されていない者のうち、申立人が覚えているC丸の同僚は、オンライン記録上、申立期間における被保険者記録が継続していること、ii) 申立人が覚えている同僚（上司を含む。）9人のうちの8人は、申立期間の一部を含む昭和20年4月1日（一人は、昭和21年4月1日）から22年12月1日までの期間について、A社に係る船員保険被保険者名簿における被保険者記録が確認できないにもかかわらず、オンライン記録上、当該期間における被保険者記録が継続しているが、このうち、少なくとも5人については、当該期間に係る被保険者記録が旧台帳に追記又は訂正された形跡が見受けられること、iii) 船員保険法の改正により20年4月1日から適用範囲が予備員にも拡大されているところ、申立人が覚えている同僚（上司を含む。）のうち、複数の者が、旧台帳及びB社から提出された乗船履歴簿において、予備船員であったことがうかがえる期間についても、オンライン記録上、船員保険被保険者記録が継続していることから、申立人は、申立期間において、船員保険被保険者であったものの、何らかの事情により、当該被保険者記録が訂正又は追記されなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における被保険者資格喪失日（資格取得日は、昭和20年1月24日）を昭和20年4月1日とした記録は有効なものとは認められず、申立人の同資格喪失日は、23年5月3日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係る昭和20年4月から23年4月までの社会保険事務所（当時）の記録から、20年4月から同年12月までの期間は80円、21年1月から同年3月までの期間は200円、同年4月から同年10月までの期間は210円、同年11月から22年3月までの期間は450円、同年4月から同年11月までの期間は510円、同年12月から23年4月までの期間は2,000円とすることが

妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和 46 年 3 月 6 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 9 月から 45 年 8 月までの期間を 1 万 8,000 円、同年 9 月から 46 年 2 月までの期間を 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 6 日から 46 年 3 月 6 日まで

私は、昭和 44 年 3 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、2 年間勤務していた。私が所持している A 社厚生年金基金（昭和 45 年 1 月 1 日に B 社厚生年金基金に名称変更）が発行した厚生年金基金加入員証では、資格喪失日が 46 年 3 月 6 日（喪失事由は退職）となっているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 44 年 9 月 6 日となっており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

申立期間において、A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、申立人から提出された A 社厚生年金基金が発行した厚生年金基金加入員証及び B 社から提出された B 社厚生年金基金加入員台帳の写しにより、申立人が、申立期間において、A 社（昭和 45 年 1 月 1 日以降は B 社）に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、オンライン記録と同じ昭和 44 年 9 月 6 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している記録が確認できるものの、当該被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の変遷欄を見ると、同年 10 月に標準報酬月額の定時決定が行われ、45 年 9 月に随時改定が行われたことが

記録されており、当該定時決定及び随時改定の記録を前提とすると、申立人が 44 年 9 月 6 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における被保険者資格喪失日を昭和 44 年 9 月 6 日とした記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、46 年 3 月 6 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 44 年 9 月から 45 年 8 月までの期間を 1 万 8,000 円、同年 9 月から 46 年 2 月までの期間を 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成2年3月まで

私が20歳になった昭和61年*月、私の母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、同年12月から私が大学を卒業した平成2年3月まで、A市役所で私の国民年金保険料を納付していたはずであるが、申立期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、大学生であり、国民年金の任意加入対象期間であったが、申立期間は、国民年金の未加入期間となっている上、申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きや申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続きを行った際に国民年金手帳を交付された記憶が無く、国民年金保険料の納付書が送られてきたことも、納付書で納付した記憶も無いとしており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 62 年*月に A 社に入社し、約 1 年半後の平成元年 4 月に厚生年金保険に加入してからしばらくしたころ、20 歳からの国民年金保険料が未納との督促状が届いたため、B 市役所に行った。B 市役所で未納分の保険料を一括して支払うことができないことを伝え、分割でもよいとのことだったので、持参していたお金で納付可能な分だけ納付し、残りは何回かに分けてもらい、後日送られてきた納付書で納付した。

そのときの領収書は無いが、督促状が届いた後、間違いなく納付しているはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 11 月 18 日に払い出されており、この時点では、時効により、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、平成 3 年 11 月 21 日に、元年 4 月 1 日資格喪失、3 年 3 月 1 日資格取得の国民年金資格記録が追加登録されている上、申立人及び申立人の母親も申立人が 20 歳になったとき、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしていることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったと推認される。

さらに、申立人に届いたとする国民年金の督促状について、B 市は、「未加入者については適用促進のみを行っており、催促ハガキを出すことは無

かった。」と回答している上、申立人は、「B市役所に行ったときに、持参していたお金で納付可能な分だけ納付し、残りは何回かに分けて、後日送られてきた納付書で納付した。」としているが、平成元年5月以降に納付する場合は過年度納付となり、B市は、「過年度保険料は受け付けることができなかった。」と回答しているほか、申立期間当時、B市役所内にあった指定金融機関の窓口も、市税等の市に関するものについてのみを受け付けており、国及び県の公金は受け付けることができないことから、過年度の国民年金保険料はB市役所では納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

私は、昭和58年3月31日に、それまで勤務していた会社を退職し、翌日からA社に勤務したが、その後、A社に税務調査が入り、国民年金と国民健康保険に加入するように勧められ、自分でB市役所に行き、加入手続をした。

そのときに、B市役所の年金窓口の担当者から「未加入期間の2年分をさかのぼって納めたら、前の会社を退職してからの年金記録が整う。」と説明を受け、A社近くの郵便局か銀行で、2年分の保険料（14万円から15万円）を一括納付した。

領収書は処分してしまったが、納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月1日以降に払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、オンライン記録上、昭和62年7月6日付けで過年度保険料の納付書が作成された記録が確認でき、この時点において、過年度納付が可能な期間は、60年4月から62年3月までの期間であり、申立人の国民年金保険料納付開始月と一致している。

さらに、申立人は、勤務していたA社に税務調査が入り、国民年金の加入指導を受けたとしているが、A社は事業主の死亡により既に閉鎖されて

おり、当時の関係書類も無く、同僚は一人もいなかったとしている上、税務署によるA社に対する税務調査については、書類の保管期限を過ぎており、税務調査があった時期を特定することはできず、申立人の国民年金の加入手続をした時期は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 54 年 4 月まで

私は、申立期間において、A社が経営していたB店に勤務していたが、私のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及び申立人を覚えている複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間の大部分の期間において、A社が経営していたB店に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 49 年 2 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、申立人が入社したとする日より前の 50 年 10 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者が、「A社では、厚生年金保険に加入していたが、1年間ぐらいで厚生年金保険の被保険者ではなくなった。そのことについては、会社から説明を受けた。」としているところ、これら複数の者は、いずれも、A社が適用事業所ではなくなった昭和 50 年 10 月 8 日までにA社に係る被保険者資格を喪失している上、申立人が覚えている複数の同僚も、同年 2 月 1 日までに被保険者資格を喪失しており、申立期間において、A社に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商

業登記簿謄本により確認できるA社の元代表取締役は、「私は、昭和55年にA社に入社し、B店に勤務していたが、A社に係る厚生年金保険の加入記録は無いので、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る被保険者記録が確認できる者の回答及び被保険者記録により、C社はA社の関連事業所であったものと推認されるが、オンライン記録によると、C社は、申立期間よりも後の昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 659 (事案 457 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 4 月まで

私は、昭和 39 年 4 月ごろから 41 年 4 月までの期間において、A 市内に本店がある B 社が C 市内のデパートに出店していた店舗に勤務していたが、社会保険庁 (当時) の記録では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、平成 21 年 6 月に年金記録に係る確認申立てを行ったところ、22 年 2 月、申立てについては年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

今回、新たな資料等はないが、申立期間において B 社の従業員として、当該事業所が出店していた C 市内のデパートの店舗に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、少なくとも申立期間の一部において、B 社が C 市内のデパートに出店していた店舗に勤務していたものと推認されるが、申立人が覚えている同僚について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間直後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者の回答から、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれること、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらないこと、iii) 当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、当該事業所に係る被保険者記録が確認

できる複数の者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに、D社（昭和 54 年 1 月 17 日に B 社から社名変更）から回答が得られたが、D社の事業主は、「申立期間当時、B社は、C市内のデパートに出店しており、申立人がB社に勤務していたことは、当時の従業員への聞き取りで事実と思われるが、当時の資料が無く、申立人が正社員であったかどうか、出店先の従業員の雇用形態や待遇、厚生年金保険加入状況までは分からないし、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうか不明である。」としている上、今回、新たに申立期間において、B社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができず、他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、A学校で、昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までの 2 年間、臨時講師として勤務していた。最初の 1 年間は担任外として、次の年は担任として勤務しており、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うが、私の年金記録では、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 県 C 事務所から提出された人事記録の写しから、申立人が、昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで、A 学校に、期限付臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が勤務していた A 学校を管轄する C 事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間は厚生年金保険が適用される前の期間である。

また、申立人は、申立期間においては健康保険に加入しておらず、オンライン記録によると、申立期間の大部分を含む昭和 57 年 4 月 5 日から 59 年 3 月 25 日まで国民健康保険に加入している上、C 事務所の元共済年金担当者は、「B 県が臨時採用者に社会保険の適用を行うことになったのは、昭和 61 年から 63 年ごろの間であり、申立人は厚生年金保険には加入できなかった。」と回答しており、C 事務所から提出された臨時的任用職員等の社会保険適用について規定している「臨時的任用職員等の社会保険制度適用実施要綱」が施行されたのは 63 年 4 月 1 日からとなっている。

さらに、C事務所は、「給与関係の資料については、保管期限を過ぎて
いるため、申立人の厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明であ
る。」と回答しており、申立人が勤務していたA学校においても、申立人
の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得る
ことはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が
給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当
たらぬ。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申
立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 60 年 7 月から同年 8 月 21 日まで

私は、申立期間①において、A社に、申立期間②において、B社に勤務していた。両社に係る厚生年金保険被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、両社共に被保険者記録が確認できないとの回答であった。

両社共に、試用期間中であることを理由として詳しい説明も無く退職させられたが、申立期間において、それぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者、並びに申立期間②及びその前後の期間において、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取したが、いずれも申立人を覚えておらず、申立人がそれぞれの事業所に勤務していたことを特定できない。

また、申立期間①について、A社は、「当時、社会保険関係の事務を委託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、その事務所が保管している当社に係る厚生年金保険加入者名簿に申立人の氏名は確認できないとのことであったので、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除は行っていない。」としている上、当該社会保険労務士事務所に確認しても、「A社に係る当時の名簿を見ても、申立人の氏名は確認できないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を行ってい

ないと思う。」としているほか、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、B社は、「当時の役員や社員に聴取しても、申立人を記憶している者はおらず、在籍を確認できる資料も無いので、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「当時、A社及びB社からは健康保険証を交付されておらず、父親の健康保険の被扶養者となっていた。」としているところ、申立期間当時、申立人の父親が勤務していた事業所に係る申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和60年4月25日付けで父親の健康保険の被扶養者となっている（扶養終了年月日は不明）ことが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から24年4月1日まで
私は、昭和20年4月にA社に採用され、24年3月に家業に従事するために退職するまで勤務していたのに、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。
申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚17人のうちの4人については、申立期間の一部において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、A社（後にB社に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和21年10月1日であり、申立期間のうち、20年4月1日から21年10月1日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の同僚17人のうちの13人（申立人が、申立人の後任者であったとする者を含む。）については、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、当該事業所は、必ずしもすべての職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性が考えられる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の役員及び前述の同僚17人は死亡又は所在不明であり事情を聴取することができ

ない上、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、A社は、B社に移行した後、他の会社と合併した後に解散しており、後継事業所を確認できない上、申立ての事業所と名称が類似しているC社は、「当時の資料は残っておらず、事業を継承したかどうかについても不明である。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 665 (事案 413 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役を務めており、月額 150 万円の役員報酬を受け取っていたが、社会保険事務所(当時)からの連絡により、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが分かったことから、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 12 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、私は、平成 7 年 8 月末ごろ、債権者から逃れるため他県に行ったので、遡^{そきゅう}及訂正処理が行われたとされる同年 10 月には、B市内におらず、私は、当該訂正処理に関与していないし、私以外に社会保険関係の手続を行える者はいなかった。

当時の債権者にも再調査した上で、申立期間の標準報酬月額を申立期間当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社の代表取締役であり、遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた時点においてB市内に戻っていた可能性を否定できない上、A社の業務執行に責任を負っていた申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成 7 年 10 月ごろにB市内

に居なかったことを証明できる者として、当時の債権者であったとする法人3社及び申立人の友人を挙げているが、そのうちの2社に事情を聴取しても申立人がB市内に居なかった旨の回答を得ることはできず、別の1社は既に解散しているため事情を聴取することができない上、申立人の友人は、「申立人が、B市内に居なかったことは承知しているが、その期間についての根拠は特に無い。」としているほか、申立人自身も、「平成7年9月以降は、月に1回程度、生活費を受け取るためにB市内に戻っていた。」としている。

また、申立人は、平成7年9月以降はB市内におらず、社会保険の手続を行う者も申立人以外に居なかった旨主張しているが、オンライン記録によると、申立人が同年*月*日に離婚したことに伴い、A社における申立人の扶養親族に係る健康保険の被扶養者の解除処理が同年9月19日（解除年月日は平成7年*月*日）に行われていることが確認できるところ、申立人の元妻は、「申立人が不在であったため、私が離婚届を提出した上で、健康保険の被扶養者解除の手続を行った。会社の印鑑は、当時取締役であった息子が預かっていたと思う。」としている上、申立人自身も、「当該手続については、家族が行ったと思う。」としていることから、仮に申立人が居なかったとしても、同年10月時点における標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に係る手続を行うことは可能であり、申立人は、A社の業務執行に責任を負っている代表取締役として、当該行為に責任を負うべきであると考えられる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。